　高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則別表第４に規定する清流基準の一部改正について

（清流基準設定の趣旨）

四万十川における環境基準の水質項目であるＢＯＤは、近年改善傾向にあるにもかかわらず、流域住民からは水質の悪化を指摘する声が依然として聞かれる。これは、人間が「清流」を「よごれ、にごり、くもり等がなく美しい水の流れ」として総合的に受け止め、その微妙な変化を鋭敏に感じ取っていることを示唆している。

　河川の基準としては、環境基本法に定められているＢＯＤやＳＳ等の環境基準があるが、この基準は本来公害防止の観点から設定されたものである。清流を代表する四万十川はそういった範疇の水質とは異なる領域にあり、人間が感じ取る微妙な水質の変化に対応できていないのではないかとの考えから、環境基本法に基づく環境基準に清流度・窒素・リン・水生生物を加え「清流基準」を設けた。

清流基準については、清流度と水生生物は流域住民・中高校生に調査してもらう事を前提としている。理由は、流域に住む人々が自分たちの手で調査を行うことにより、身近にある川の存在に気づき、その大切さを実感することを意図している。また、定期的に調査を継続することにより、川や自然にやさしいライフスタイルを考えるきっかけともなるからである。

（改正の必要性）

　清流基準による調査の取組が始まって以降、流域人口の減少や河川状況の変化、学校の統廃合等のため、住民主体の調査を実施することが困難となってきた。このため、河川の状況や川原へのアプローチ、水質調査を実施している学校等を総合的に勘案し、調査地点を見直すものである。

　なお、この見直し案は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第39条に規定された高知県四万十川流域保全振興委員会にて了承されたものである。